

**暫定議題**  
**第 23 回委員会年次会合に付属する拡大委員会**  
**2016 年 10 月 10－13 日**  
**台湾、高雄**

1. 開会

1.1. 第 23 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

*オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。*

1.3.1. メンバー

1.3.2. 協力的非加盟国

1.3.3. オブザーバー

2. 事務局からの報告

*事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと見なし、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。*

3. 財政及び運営

*事務局長が 2016 年改訂予算及び 2017 年予算案（2018 年及び 2019 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は、財政運営委員会に付託され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。*

3.1. 財政運営委員会からの報告

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

*各メンバー及び協力的非加盟国は、会合に先立ち、[遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート](#)を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。*

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

*この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクトについて報告する機会を提供するものである。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。*

5. 遵守委員会からの報告

*遵守委員長が、2016 年 10 月 6-8 日に開催された第 11 回遵守委員会会合の報告書について説明する。遵守委員会（CC）は、EC に対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。*

## 6. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が、9月のESC会合の報告書について説明する。ESC会合は、推定非メンバー漁獲量の改善の探求、非メンバー漁獲量の考慮に当たっての直接的アプローチとMPアプローチ<sup>1</sup>の相対的なメリットに関する助言、科学調査計画活動の結果のレビュー、漁業指標の定期的評価の実施、SBTの資源状態に関する助言（管理方式に関するメタルール及び例外的状況の評価を含む）の提供、2018–2020年のTACを勧告するためのMPの運用、及び新たなMPの開発に関する要件の検討を行う予定である。

## 7. 総漁獲可能量及びその配分

### 7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量

CCSBT 21 は、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属漁獲量）に関する共通の定義<sup>2</sup>について合意するとともに、CCSBT 21 において採択された帰属漁獲量の共通の定義について、可能な限り早く、かつ2018 漁期年の前までにこれを導入すべく誠実に対応することに合意した。また CCSBT 21 は、帰属 SBT 漁獲量の導入に関する2015 年から2018 年までの行動ポイント一覧表（別紙A）に合意した。メンバーは、遵守委員会及びEC に対する年次報告の中で、帰属 SBT 漁獲量の導入にかかる進捗状況を報告することとされている。EC は、これまでの進捗状況について検討するとともに、必要な勧告を行う。

### 7.2. TAC の決定

CCSBT 22 において、EC は、CCSBT 管理方式（MP）による勧告に従って、2017 年のTAC が14,647 トンとなることを確認した。EC は、2017 年のTAC の修正が必要となるような例外的状況にあるかどうかを確認する必要がある。

2018 年から2020 年間のTAC は、2016 年に設定される予定である。ESC は、2018–2020 年のTAC を勧告すべくMP を運用する予定である。管理方式の採択に関する決議によれば、EC は、EC が別途管理方式に組み込まれていない情報に基づき別の決定を行わない限り、MP の結果に基づきTAC を設定するものとされている。

さらに、CCSBT 21 は、EC が2016 年に2018–2020 年のTAC 期間における非メンバーの漁獲量を考慮するための調整に関する決定を行うことに合意した。これは、議題項目「TAC の決定」又は「TAC の配分」のいずれかで対応すべき決定である。

### 7.3. 調査死亡枠

CCSBT 20 において、EC は、2015 年以降、MP による勧告TAC の中に調査死亡枠として10 トンの枠を設けることに合意した。この議題項目は、メンバーに対し、2017 年の各国の調査活動のための調査死亡枠の承認を求める機会を提供するものである。

---

<sup>1</sup> 「直接的アプローチ」とは、非メンバーの漁獲量を推定した上で、全世界のTAC をメンバー及びCNM に配分する前に、非メンバー漁獲量を考慮するためのアローワンス分として除外しておくものである。「MP アプローチ」とは、非メンバーの漁獲量にかかる妥当なシナリオをカバーする別のシナリオによりMP を再調整し、MP に、非メンバー漁獲量の不確実性を考慮したTAC を勧告させるものである。時間的な制約から、2018–2020 年のクォータブロックに「MP アプローチ」を適用することは現実的ではない。

<sup>2</sup> メンバー及びCNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものである。

- 商業的漁業操業（SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない）
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業

#### 7.4. TAC の配分

メンバー及び協力的非加盟国に対する TAC の配分に関して合意された算定方法は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議において特定されている。CCSBT 22 報告書のパラグラフ 80 は、2016–2017 年の TAC にかかるメンバー及び CNM への配分量を特定している。EC は、2018–2020 年における TAC の国別配分量について検討及び決定する必要がある。

#### 8. CCSBT 戦略計画

CCSBT 22 は、5 年間の行動計画を含む改定 CCSBT 戦略計画を採択した。行動計画の中で 2016 年に予定されている事項の多くは、CCSBT 会合等において対応される予定である。2016 年に予定されているがいずれの議題項目にも該当しない事項は以下のとおりであり、括弧書きにより（戦略計画上の）優先順位をともに示した。事務局は、これらの事項にかかる議論を促進すべく文書を作成する予定である。

- 他の RFMO との活動を調和させるとともに、委員会の機能を改善することができるよう、商業上の機密とされている科学データの共有を奨励するため、これらのデータに関する規則をレビューする（非常に高い）
- 各補助機関における議長のアレンジメントがより一環したものとなるよう、CCSBT の各補助機関又は諮問機関の議長に関するアレンジメントをレビューする（高い）。本件についてはオーストラリアが主導する予定である。
- 拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する（高い）
- 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する（高い）
- CCSBT の協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望するこれらのためのプロセスを規定する（中程度／高い）
- 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する（中程度）
- 船籍が置かれる国／漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力の自己評価を完了する。旗国／漁業主体は、必要に応じて是正措置を講じる（中程度）。新メンバー（欧州連合及び南アフリカ）を除くすべてのメンバーが自己評価を完了している。

#### 9. CCSBT 漁業管理計画（FMP）に関する検討

CCSBT 22 は、2017 年の EC において検討される FMP 案の作成について、リソースが確保できる場合にはニュージーランドが休会期間中に作業を行うことに合意した。FMP 案は CCSBT 23 には提出されない見込みであるが、本議題項目では、FMP に関してメンバーがニュージーランドに対して要請又は提案を行う機会を提供する。

#### 10. みなみまぐろ漁業における海鳥への影響の緩和に関する決議

オーストラリアは、CCSBT 22 において、同国は CCSBT 23 に対してみなみまぐろ漁業における海鳥への影響の緩和に関する決議案を再提出する考えであり、同決議案に関するいかなる問題点についても他のメンバーとともに解決していくべく作業する予定であると述べた。

#### 11. 協力的非加盟国

協力的非加盟国の地位の設立のための決議は、拡大委員会との約束に対する履行状況に基づき、その地位の継続について毎年レビューを行うよう求めている。現在、検討されるべき協力的非加盟国は 1 カ国（フィリピン）のみである。

## 12. 非加盟国との関係

メンバーは、SBTに関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して、遅くとも会合の6週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。CCSBT 22 において留意されたとおり、米国、シンガポール及びフィジーがオブザーバーとしてCCSBT 23 に参加するよう招請されている。

## 13. Kobe プロセス

この常設議題項目は、Kobe プロセスに関するアップデートを行うとともに、行動が求められるすべてのKobe プロセス勧告についてメンバーがレビューを行うものである。

## 14. 他の機関との活動

### 14.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

他のRFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは、関心のあるRFMO 会合においてCCSBT オブザーバー<sup>3</sup> となり、これらのメンバーは関連事項についてCCSBT に報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する
- 2017 年のCCSBT 以外の会合におけるCCSBT オブザーバーについて合意する

### 14.2. WCPFC とのデータ交換に関する協力覚書 (MoC) 案にかかる検討

回章#2016/015 において、WCPFC とCCSBT の間における集計漁獲量データ及び集計漁獲努力量データの交換 (3 隻以下の階層を削除する必要のないもの) を可能とする、両機関間のMoC 案について説明したところである。当該MoC 案は、本議題項目において検討される予定である。

### 14.3. 生態系ベースの漁業管理 (EBFM) の実施に関するまぐろ類 RFMO 合同会合への参加

回章#2016/006 において説明したとおり、EBFM の実施に関する意見交換を目的とするまぐろ類RFMO 合同会合が提案されている。回章#2016/009 において述べたとおり、メンバーは休会期間中に、EBFM に関する第一回まぐろ類RFMO 合同会合に参加すること、及び参加する科学者の詳細については後日決定することについて原則的に合意した。EBFM 会合の日程次第では、ESC 及びEC が、CCSBT を代表してEBFM 会合に参加する科学者を決定できる。それが適わない場合には休会期間中に決定されることとなる。

## 15. データ及び文書の機密性

### 15.1. 2016 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 23 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成されたすべての文書について、非公表とすべきかどうかについて検討するものである<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及びIATTC について、それぞれ韓国、オーストラリア、インドネシア、日本及び台湾がオブザーバーとなっている。

<sup>4</sup> 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 23 に関連する会合の報告書はCCSBT 23 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者 (若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー) が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT 23 後に公表される。

## 16. 2017年の会合

2017年に開催予定の会合の日程について検討する必要がある。回章#2016/018において述べたとおり、ERSWG、OMMP、ESC、CC及びEC会合の日程は以下のとおり暫定的に合意されている。

- 生態学的関連種作業部会：～2017年3月
- オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合：2017年8月26-27日
- 拡大科学委員会：2017年8月28日-9月2日
- 遵守委員会：2017年10月5-7日
- 拡大委員会：2017年10月9-12日

## 17. 第24回CCSBT年次会合に付随する拡大科学委員会の議長及び副議長の選出

## 18. その他の事項

## 19. 閉会

### 19.1. 報告書の採択

### 19.2. 閉会

**CCSBT 22 において合意された国別漁獲量に帰属する SBT 漁獲量の  
実施に関する行動ポイント一覧表**

	外部	内部	ESC 作業計画
<b>2015</b>	<p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量の考慮にかかる原則及びプロセスに関する議論を開始する。</p> <p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析に着手する。</p> <p>非メンバー国の漁獲量の推定に寄与するための大規模市場の市場分析を委託する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個々のメンバーによる、同国に当てはまる死亡要因に関する調査、及びESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告</li> <li>2. メンバーは、最良の推定値に基づく帰属死亡量の全ての要因に対するアローワンスの設定を2016-17漁期年から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。</li> <li>3. ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するプロセスにかかる議論及び合意に着手する。</li> </ol>	<p>無報告死亡量に関する情報の照合及びOM「船団」に沿った当該情報の分類（ESC19報告書）</p>
<b>2016</b>	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p> <p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量を考慮するための調整について決定する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な場合、ECは、次のクォータブロック（2018-2020年）中に帰属漁獲量に対処するためのプロセスに関して合意するため、検討を継続する。</li> <li>2. 個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</li> </ol>	<p>ESCは、2018-2020年のTACを勧告するためにMPを走らせる予定である。</p>
<b>2017</b>	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p>	<p>個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</p>	<p>ESCは、全面的な資源評価及び第一回目の公式MPレビューを行う予定である。</p>
<b>2018</b>		<p>帰属漁獲量の共通の定義の全面的な実施</p>	